

IV 今後の対応
(輸入手続再開の考え方)

27

対応の基本的考え方

28

対応の基本的考え方

日本側はこれまで、米国政府に対し、徹底した原因の究明と十分な再発防止策を検討し、その報告を要求。これを受け米国が改善措置と対日輸出認定施設の再調査を実施したところ。



日本側としては、今回のような事例が起きることのないよう、前回及び今回の消費者等との意見交換会の結果を踏まえ、日本側による対日輸出認定施設の事前確認調査を実施する等の追加の改善措置について米側と調整する。



今回の意見交換を踏まえた調整が終わり次第、日本側による対日輸出認定施設の調査を行い、対日輸出条件を遵守する体制が整っているかを検証。

29

事案の発生以降米国側が行った強化対策

30

事案の発生以降米国側が行った強化対策①

施設における問題点

施設の従業員が対日輸出プログラムを理解していない。

改善措置

- ① 監査において、AMSが施設の役職員の理解度を確認
- ② 施設の手順書で輸出認定製品をリスト化
- ③ 抜き打ち監査の実施

31

事案の発生以降米国側が行った強化対策②

検査における問題点

FSIS検査官が対日輸出プログラムを理解していない。

改善措置

- ① 検査官への輸出プログラム研修の受講と修了試験の義務付け
- ② 施設を担当する検査官の研修修了まで施設認定を与えない
- ③ 抜き打ち監査の実施

32

事案の発生以降米国側が行った強化対策③

農務省における問題点

AMSとFSISとの連携不足。

改善措置

- ① AMSが管理する輸出認定製品のリストをFSIS検査官へ随時提供
- ② AMSが輸出適格品であることを確認する文書を発行

33

今回新たに要請した追加措置

34

今回新たに要請した追加措置①

■ 4月に実施した消費者等との意見交換会で出された意見等を踏まえ、今回の日米専門家会合で、以下の3点について米国側に要請。

- 輸入再開前に全ての対日輸出認定施設における日本側の事前調査を実施し、問題のないと判断された施設のみを輸入手続き再開の対象。
- 対日輸出認定施設ごとに日本向け輸出認定製品リストの提供
- 米側が実施する対日輸出認定施設の抜き打ち監査への日本側の同行

35

今回新たに要請した追加措置②

日本側の事前確認調査

要請している措置の概要：

- 米国側の施設レビューのフォローアップ、米国側の強化対策の履行状況等を確認し、輸出プログラムが遵守されているかを確認するため、全ての対日輸出認定施設について、実際の輸入再開前に日本側が調査を実施。

4月の消費者との意見交換会での意見：

- 輸入再開にはしっかりとした事前の査察が必要。
- 米国の日本向け輸出認定施設は全て事前に日本として査察すべき。

36

今回新たに要請した追加措置③

日本向け輸出認定製品リストの提供

要請している措置の概要：

- 水際検査の段階で、当該施設から日本へ輸出することが認められた製品かどうかのチェックを、米国の証明書に頼るのみでなく日本側でも行うため、**全ての対日輸出認定施設ごとの輸出認定製品のリストを日本側に提供。**

4月の消費者との意見交換会での意見：

- せき柱付きの牛肉が見つかったのは偶然である。日本での輸入検疫体制を強化すべき。

37

今回新たに要請した追加措置④

米国側の実施する抜き打ち監査への同行

要請している措置の概要：

- 対日輸出プログラムがしっかりと遵守されていることを、日本として現地で確認するため、**米国側による強化対策としての施設への抜き打ち監査に日本側が同行。**

4月の消費者との意見交換会での意見：

- 米国の施設に対して抜き打ちで検査することを求められないのか。
- 抜き打ち査察を日本側で出来ないか。
- EVプログラム等を遵守するなら安全だと言うが、どのように遵守を担保するのか。米国任せにするのではなく日本政府が確認してほしい。

38

日本国内において
新たに講じようとする措置

39

日本国内において新たに講じようとする措置 ①

- ① 日本の水際での検査の強化
- ② 輸入業者等に対する輸出プログラムの再度の周知徹底

40

日本国内において新たに講じようとする措置 ②

日本の水際での検査の強化

	H17年12月12日～H18年1月20日の間に米国産牛肉に適用していた検査	今後、米国産牛肉に適用予定の強化検査
検査対象	全ロット検査	全ロット検査
開梱数	<p>(農林水産省) 全梱包の0.5%、または最低3梱包を開梱。 なお、複数の種類(部位)がある場合、全ての部位について最低1梱包は開梱。</p> <p>(厚生労働省) 届出数量に応じて、以下のとおり開梱検査を実施。 50箱以下: 12箱 52～150箱: 20箱 151～500箱: 32箱 501～3200箱: 52箱 3201箱以上: 80箱</p>	開梱数のさらなる強化。
その他の追加的措置		施設ごとの日本向け輸出認定製品リストを用い、書類審査時に証明書の記載品との突合を実施。

41

日本国内において新たに講じようとする措置 ②

輸入業者等に対する輸出プログラムの周知徹底

- 昨年12月の米国・カナダ産牛肉の輸入再開時には、輸入業者等を対象とした説明会や文書の配布等により、水際での検疫強化措置や輸出プログラムに基づく輸出認定施設の情報等を提供したところ。
- 今後、米国産牛肉の輸入手続の再開に当たっても、輸入業者に加え、関連の業者を広く対象とした説明会の開催など周知徹底を図っていく考え。

42

輸入手続停止中貨物への対応

43

輸入手続停止中貨物の取扱いに関する考え方

輸入手続停止中の貨物

【米国のレビュー結果】

昨年12月から本年1月20日までの間に25施設で処理され、対日輸出された牛肉等については、保管されていた記録を検証した結果、問題点は発見されなかった。



日本側による事前確認調査実施後、当該貨物について全箱検査を行い、その結果問題がなければ輸入手続の停止解除。

44